

サツマイモ基腐病の最も重要な防除対策は、 汚染種苗を「持ち込まない」こと！

- ・サツマイモ基腐病は平成30年に沖縄県で初めて確認され、その後、計25都道県で発生が確認されています。宮城県では未発生ですが、近隣の岩手県や山形県、北海道では発生が確認されていますので、注意しましょう(令和4年4月19日現在)。
- ・本病は主に感染した種イモや苗を植え付けることでほ場(苗床・本ぼ)に持ち込まれます。症状は、生育不良や萎れ、黄変、赤変などした株の地際のあたりが暗褐色～黒色になります。
- ・本病の防除対策の基本は、病原菌を「持ち込まない、増やさない、残さない」ことです。未発生地では、汚染種苗を「持ち込まない」ことが最も重要な防除対策です。

1 病徴

- (1) 苗床では、巻葉、葉の赤変や黄変、株元の茎の黒変、株の萎縮および種イモの腐敗等が見られる。
- (2) 本ぼでの発病初期は、葉が赤変・黄変し、生育不良の株が認められる。また、株の基部が暗褐色～黒色になる。茎葉が繁茂する時期は、初期症状を見つけにくく、秋頃から一気に枯れ上がったように見える。
- (3) 地際の茎基部が発病すると、そこから塊根へと病原菌が進展し、なり首側から褐色～暗褐色に腐敗する。
- (4) 発病株の表層に多数の柄子殻が形成される。胞子は激しい風雨やほ場の停滞水によって移動し、周辺の健全株に感染する。



写真1 株元の茎の黒変



写真2 塊根の腐敗(左側:なり首側)



写真3 ほ場での発病初期①



写真4 ほ場での発病初期②

写真1～4：生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）
令和3年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より

2 防除のポイント

(1) 持ち込まない対策

ア 定植する苗を購入する際は、適切な方法で生産された無病健全苗であること、変色などの異常がないことを確認し、未消毒の苗であれば、植え付け前にベンレート水和剤またはベンレートT水和剤 20 を用いて消毒してからほ場に定植する。

(2) 増やさない対策

ア 本病菌はヒルガオ科植物にのみ感染し、作物ではかんしょでのみ被害が知られている。よって、発生が認められたほ場では連作せずにかんしょ以外の作物の栽培をするか、休耕にする。

イ 抵抗性品種を利用する。

ウ 排水不良な場所でまん延しやすいため、作付け前にほ場の排水対策を行う。

エ 生育初期の発病株の抜取りの実施と発病周辺株への薬剤による予防防除を行う。

オ 早期収穫し、塊根の被害を軽減する。

(3) 残さない対策

ア 発病したほ場で使用した農機具や資材、作業着、長靴は洗浄や消毒を十分に行う。

イ 次作の伝染源になるため、罹病残渣はほ場外に持ち出し適切に処分するとともに、残った残渣等は収穫後速やかに細断してすき込み、分解を促進する。

— 農薬の適正使用について —

- 1 ラベルに記載されている適用作物、使用時期、使用方法等を十分に確認する。
- 2 ラベルの注意事項にある「注意喚起マーク」の表示に従い、適切な保護具を着用する。
- 3 農薬の使用前後には、防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- 4 近隣住民等に散布スケジュールを事前に周知し、周辺環境への飛散防止に努める。
- 5 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- 6 散布後には農薬の使用履歴を記帳する。

※薬剤の選定に当たっては、最新の農薬登録情報を確認してください。

農林水産省の農薬登録情報提供システム：<https://pesticide.maff.go.jp/>

《お問い合わせ先》

宮城県病害虫防除所

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL:022-275-8982 FAX:022-276-0429 E-mail:byogai@pref.miyagi.lg.jp